

記入日

令和 年 月 日

司学館高等学校長 殿

入学選考における合理的配慮の要望書

貴校入学選考において、下記の通り配慮を要望します。

志願者	氏名			
	生年月日	年 月 日 (満 ____ 歳)		
	診断の有無 (あれば)	<input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし	診断名	
	参考資料 の有無※	<input type="checkbox"/> あり(____枚) / <input type="checkbox"/> なし		
保護者	氏名	印		
	住所			
学校 <small>※ 在籍されて いる学校がない 場合はご相談く ださい。</small>	学校名			
	担任氏名	印		

入学選考における困りごと

希望される配慮

 下記の注意事項を確認しました。

代表者署名

印

※ 本要望書は、記載された配慮の実施を確約するものではありません。

ご要望を精査し、司学館高等学校より実施可能な配慮を改めて回答いたします。

※ 司学館高等学校からの回答については、原則、所属されている学校に、口頭にて行います。

※ 本要望書による配慮内容については、入学検定においてのみ実施されるものです。

入学後に必要な配慮については、受入後、個別の話し合いの上、決定されます。

以上

(事前にご確認ください)
合理的配慮の要望書作成にあたって

合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。(障害者の権利に関する条約 第二条)

平成28年4月1日から施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が改正され(令和6年4月1日施行)、障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。

これらを受けて司学館高等学校では、受験される方や在校生が、平等に学びを得られるための環境整備を試みています。

まずはご相談ください

司学館高等学校受験における合理的配慮については、別紙「入学選考における合理的配慮の要望書」をご提出いただくことで実施検討を始めます。本誌注意事項等をご確認いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

ご不明な点などあれば、お電話などでお問い合わせください。(0748-22-1176 祝日除く火～金曜 10～18時受付)

入学選考における合理的配慮の事例

困りごと

書字障害等により、作文記述に困難がある

配慮の例

⇒ 学校の用意したノートパソコンによる作文記述

場面緘默で、個人面接で発声できない

⇒ 筆談による個人面接

他の受験者がいる教室に入室することができない

⇒ 別室にて作文・面接を実施

※上記以外の配慮も実施できる可能性があります。相談をいただいた上で個別に検討しますので、まずはご相談ください。

相談から実施までの流れ

① 学校見学時にご相談ください。

↓ (学校見学は、受験者、保護者の方は出願前に必ず受けさせていただく必要があるものです。)

② 出願書類提出時に、別紙「入学選考における合理的配慮の要望書」もご提出ください。

↓ (参考資料があれば、そちらもあわせてご提出ください。※任意)

③ 司学館高校にて配慮の内容を個別に検討し、受験者の現籍校に配慮の内容を回答します。

↓ (司学館高校より確認項目などがあれば、それも現籍校に問い合わせます)

④ 配慮の内容は、在籍されている学校からご家庭に連絡されます。

配慮を必要としない例

作文や面接を上手に受けることができる自信がなくとも、通常通りの選考を受けていただくことが可能な状態であれば、本校の入学選考において特段の配慮の必要性はないと考えます。本校の入学選考（作文・面接）では、原則として、上手にできることよりも、「高校入学・卒業への意欲」を最も重視します。

困りごと

（作文）
学習経験の不足などにより、漢字や、長い文章を上手に書くことが苦手である。

（作文）
文を書くのに時間がかかる。

（面接）
人見知りなどで、声が小さい、回答に時間がかかる、上手に話すことができない。

司学館高校の見解

入学選考における作文は、国語力の試験ではないため、漢字の書き間違いや平仮名の多用は減点対象になりません。また、文章力で審査するものでもありません。上手に書けなくても、自分の言葉で頑張って書いてください。

作文に時間制限はありません。時間をかけければ書けるのであれば、頑張って書いてください。

面接においてプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力で優劣をつけることはありません。上手に話すことができなくても大丈夫ですので、少しずつ、自分の言葉で話してください。

実施が困難なご要望の例

困りごと

作文や面接を受験することが難しいので、免除をしてほしい。

日本語の読み書きができないので、翻訳をしてほしい。

司学館高校の見解

合理的配慮は、あくまで平等に入学検定を受験いただくためのものですので、受験せずに済む方法ではなく、どうすれば受験していただくことができるかを共に考えさせていただきたいと思います。

本校の現状として、教材を各言語に翻訳したり、通訳者を用意する体制は整っておりません。ご了承くださいますようお願いいたします。

注意事項

- 要望書は、記載された配慮の実施を確約するものではありません。ご要望を精査し、司学館高等学校より実施可能な配慮を改めて回答いたします。
- 司学館高等学校からの回答については、原則、所属されている学校に、口頭にて行います。
- 本要望書による配慮内容については、入学検定においてのみ実施されるものです。入学後に必要な配慮については、受入後、改めて個別の話し合いの上、決定されます。